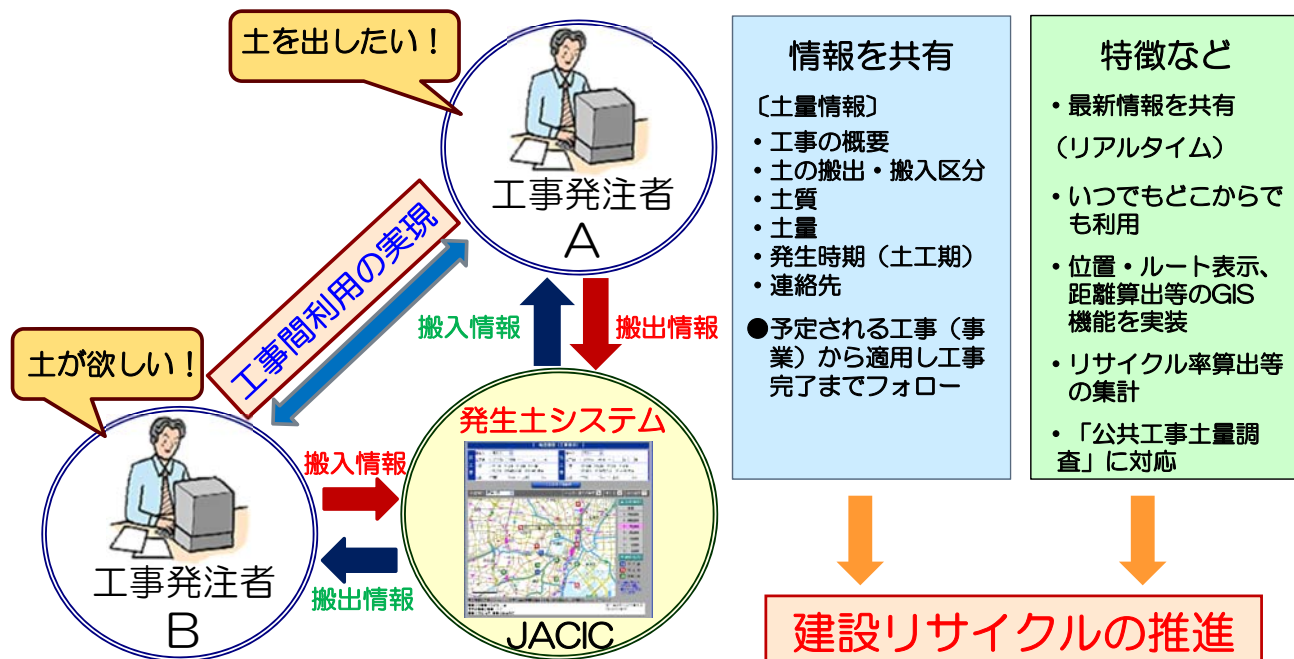
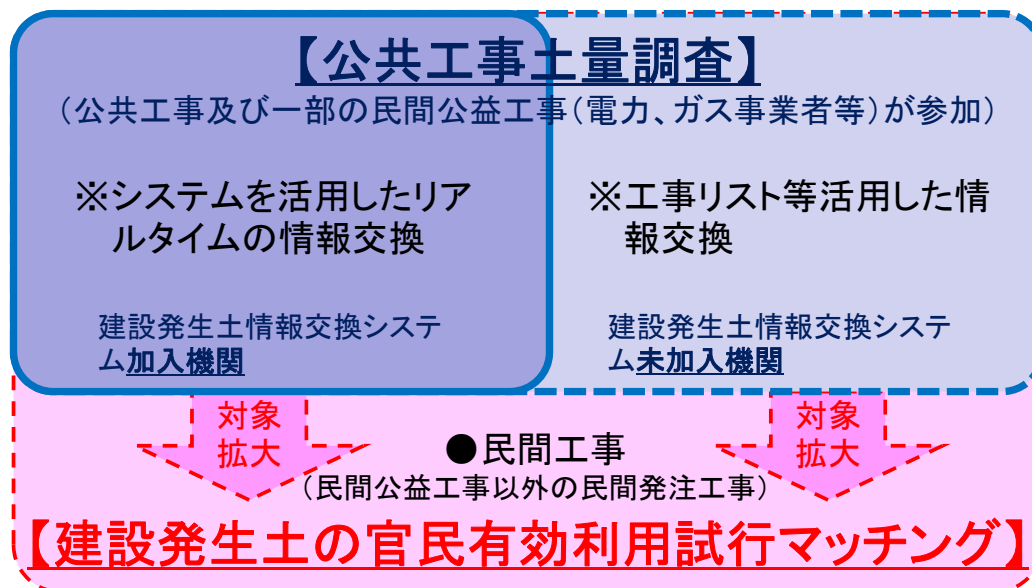
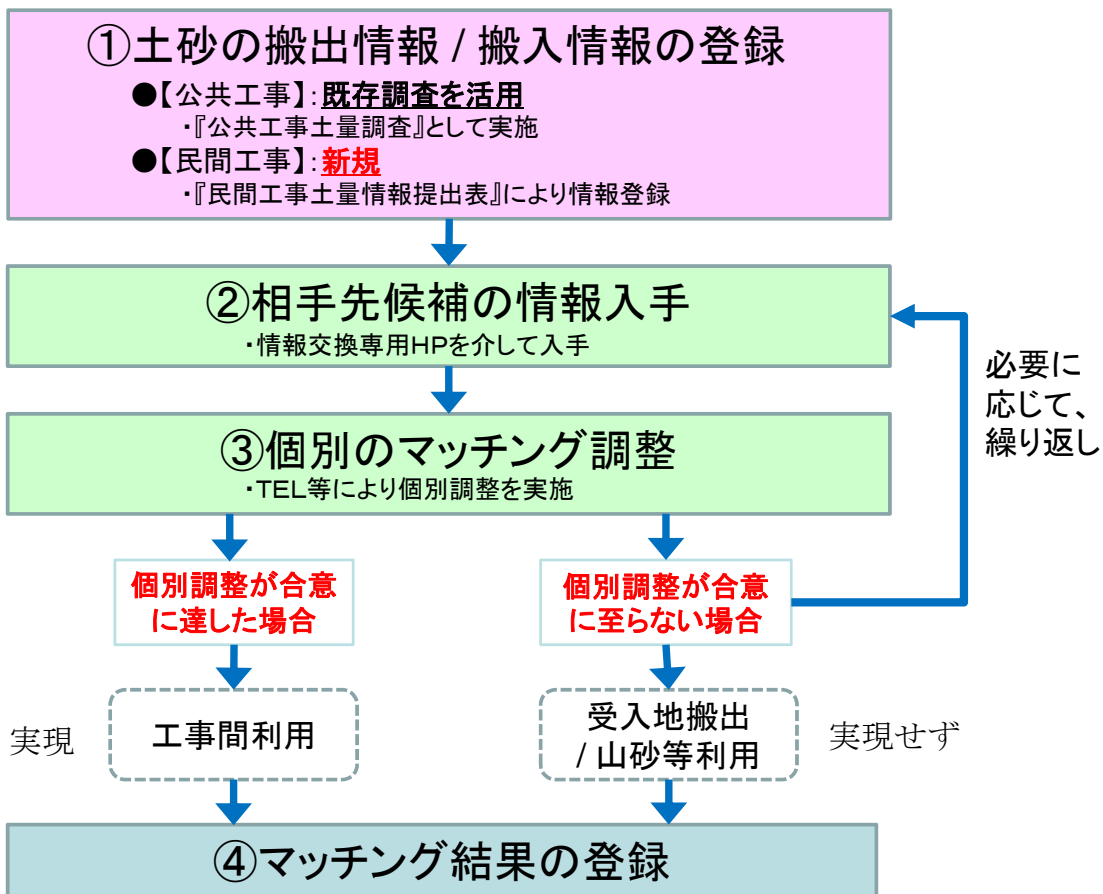


建設発生土情報交換システムは、公共工事等を対象に土を出したい発注者、土を必要としている発注者に対し、相互の情報交換の場をオンライン上で設けたシステムであり、平成11年度より運用を開始。

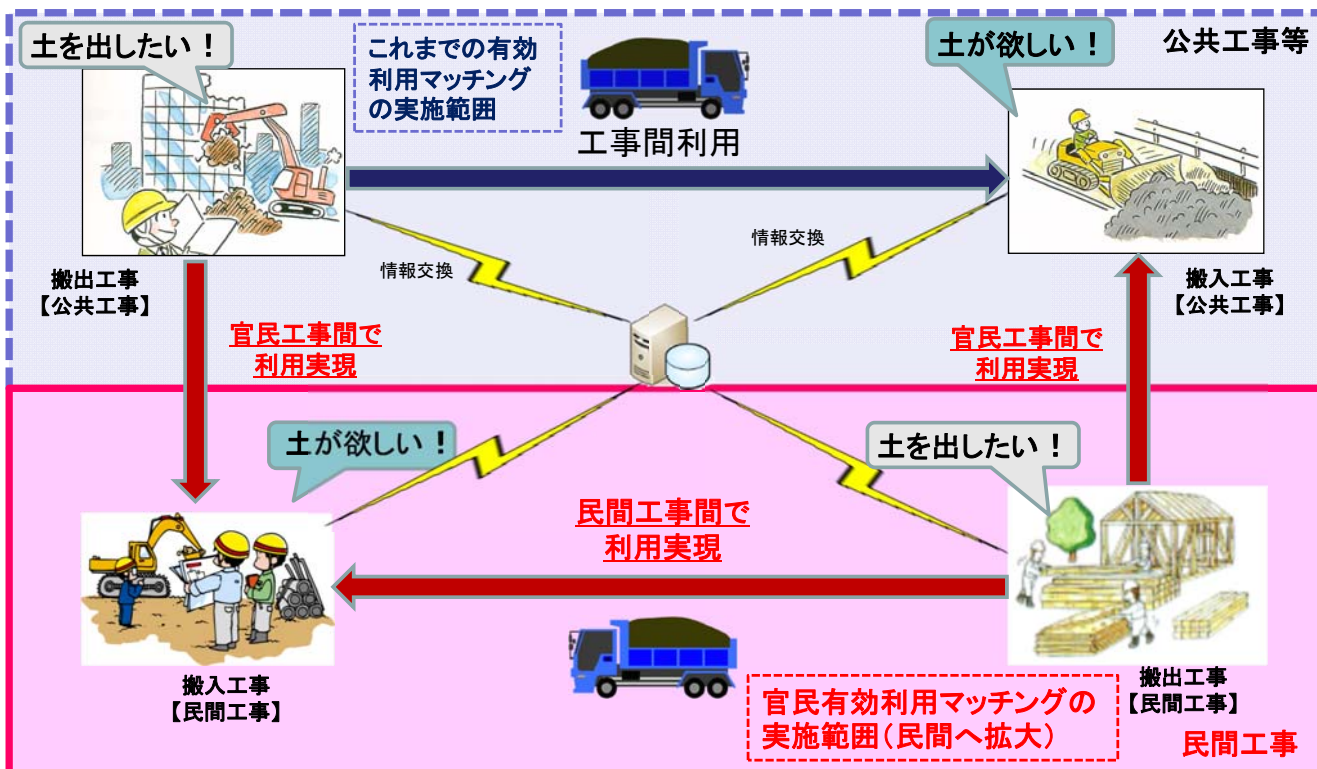


※ 工事実施に伴う情報の修正は受注者でも対応可能





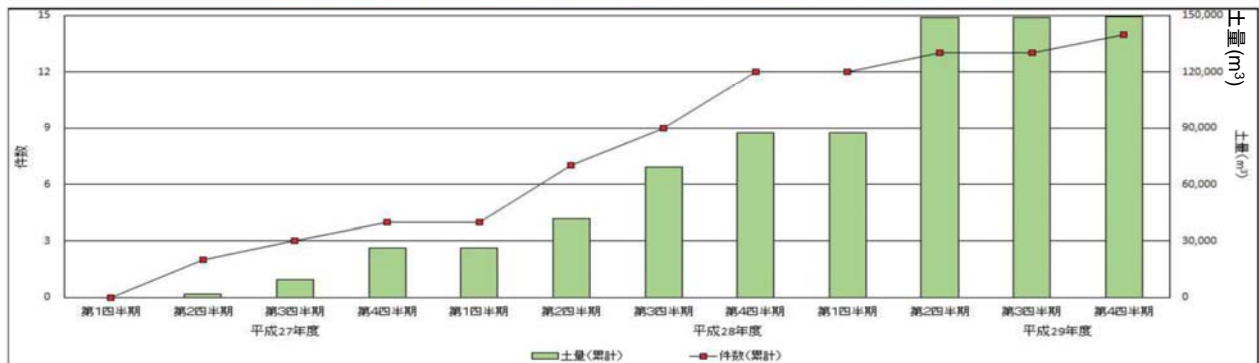
■これまで公共工事間で実施していた「土量情報の交換」を民間工事に拡大





■H30年3月末時点で、**14件、14.9万m<sup>3</sup>のマッチングが実現。**

No.	調整年月	搬出工事		搬入工事		現場間距離(km)	土量(m <sup>3</sup> )
		機関	工事場所	機関	工事場所		
事例1	H27.8	全建加盟企業	岐阜県可児郡御嵩町	国土交通省	岐阜県可児郡御嵩町	7	815
事例2	H27.9	日建連加盟企業	福岡県久留米市	国土交通省	福岡県久留米市	0	1,000
事例3	H27.10	日建連加盟企業	岐阜県高山市	国土交通省	岐阜県高山市	6	7,548
事例4	H28.3	地方自治体	埼玉県行田市	全建加盟企業	埼玉県羽生市	5	17,000
事例5	H28.8	地方自治体	大阪府大阪市	日建連加盟企業	大阪府大阪市	9	7,115
事例6	H28.8	地方自治体	北海道岩内郡共和町	その他民間	北海道岩内郡共和町	1	450
事例7	H28.9	国土交通省	北海道北見市	その他民間	北海道北見市	0.2	8,000
事例8	H28.10	国土交通省	新潟県上越市	その他民間	新潟県上越市	5	23,000
	H29.8						4,600
	H29.8						7,000
事例9	H28.10	その他民間	北海道紋別郡遠軽町	その他民間	北海道紋別郡遠軽町	5	4,000
事例10	H29.1	国土交通省	愛媛県南宇和郡愛南町 愛媛県宇和島市	全建加盟企業	愛媛県宇和島市	18	660
						19	540
事例11	H29.2	国土交通省	北海道天塩郡天塩町	その他民間	北海道天塩郡天塩町	6	7,700
事例12	H29.3	国土交通省	北海道室蘭市	全建加盟企業	北海道室蘭市	12	9,700
事例13	H29.9	国土交通省	北海道天塩郡天塩町	その他民間	北海道天塩郡天塩町	10	25,000
						10	25,000
事例14	H30.1	国土交通省	北海道紋別郡湧別町	その他民間	北海道紋別郡湧別町	4	200

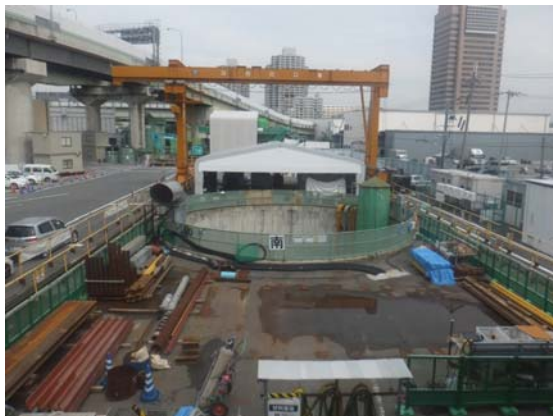


7

■公共工事からの建設発生土を民間工事の埋め戻し材として使用

## 《搬出側(公共)》

地方公共団体が発注した下水道管渠築造工事



## 《搬入側(民間)》

解体工事の地下室撤去埋め戻し材として利用



### 【登録条件】

登録土量: 24,664m<sup>3</sup>  
 土工期: 2015年2月~2015年7月※  
 土質区分: 第2種建設発生土  
 ※掘削時の工期であり、その後仮置場に存置



約7,100m<sup>3</sup>利用

利用時期: 平成28年8月

### 【登録条件】

登録土量: 14,000m<sup>3</sup>  
 土工期: 2016年07月~2016年10月  
 土質区分: 第3種建設発生土

8

## 【運用マニュアル(案)の概要】

- ・民間工事と公共工事の間で建設発生土を土砂代無料で有効利用(工事間利用)。

### [公共工事]

- ・公共工事間での利用調整を優先し、公共工事間で利用調整できない工事を対象に民間工事と利用調整(官民マッチング)を実施。
- ・官民マッチングの決定者は、工事発注者。

### [民間工事]

- ・自社受注工事間の利用調整を優先し、利用調整できない工事を対象に、公共工事及び民間他社受注工事との利用調整を積極的に実施。
- ・官民マッチングの決定者は、工事受注者(元請け)。発注者指定の場合を除く。

### [対象者の登録基準]

- ・民間機関の参加登録基準は、原則として国及び地方自治体の工事入札参加資格保有者とする。(公共工事入札参加資格保有者)
- ・上記以外に、工事発注者、工事受注者も対象工事ごとの登録が可能

# 地域の実情を踏まえた取組み(建設発生土)

## 茨城県における20年目の建設発生土ストックヤード事業

茨城県は平成8年4月～に、公共工事から発生する建設発生土のリサイクルを推進するために茨城県建設技術管理センター～内に「建設副産物リサイクル事業部」を設定し、ストックヤードの設置と管理運営を県から委託～。

「仮置型ストックヤード」は、発生土工事と不足土工事の公共工事間利用でタイミングや土質等が合わない場合に一時仮置き(搬入)して、その後不足土工事へ搬出するものである。

「受入型ストックヤード」は、公共事業において土砂を大量に必要とする事業予定地に直接土砂を集積するものである。

平成26年までに56箇所のうち27箇所の受入型ストックヤードを開設することで、約470万m<sup>3</sup>の土砂を受入れ、建設発生土のリサイクル促進に大きく貢献してきた。

今後も県内全域で発生土工事が続くことにより、仮置型ストックヤードでは機能を果たせなくなるため、仮置型から受入型へ転換しなければならぬ時期を迎えている。

